

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	ひとり親家庭医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、ひとり親家庭医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	ひとり親家庭医療費の助成に関する事務	
②事務の概要	防府市ひとり親家庭医療費助成要綱に基づき、ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、受給者の資格管理、支払管理、統計処理を行っている。 防府市ひとり親家庭医療費助成要綱、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）及び防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年12月28日条例第40号）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①ひとり親家庭に対する医療費の助成に関する申請の受理等、その申請等に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、福祉医療費受給者証の交付等、当該助成の支給及び返還に関する事務	
③システムの名称	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 保健福祉総合システム（ガバメントクラウド）	
2. 特定個人情報ファイル名		
ひとり親家庭医療費ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条第1項（利用範囲） 別表第一の3の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1. 番号法 ・第19条第9号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条第1項（利用範囲） 別表第一の3の項 ※ひとり親家庭医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健こども部 子育て推進課	
②所属長の役職名	子育て推進課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 子育て推進課 電話番号0835-25-2348
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、保健福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月8日	I 関連情報 4. 情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第14号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・第2条	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条第1項(利用範囲) 別表第一の3の項 ※ひとり親家庭医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	番号法の改正による根拠規定の修正
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-23-2348	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2348	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 梶山範雅	子育て支援課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月14日時点	令和1年5月15日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月14日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IV リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 福祉医療管理システム	1. 保健福祉総合システム	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月15時点	令和3年2月1日時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IV リスク対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	[]委託しない	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IV リスク対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	内部監査	自己点検	事後	評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条第1項(利用範囲) 別表第一の3の項 ※ひとり親家庭医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	(情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第9号 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 第4条第1項(利用範囲) 別表第一の3の項 ※ひとり親家庭医療費の助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	法改正によるもの
令和4年7月7日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和4年7月7日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども家庭課	事後	組織改革
令和5年10月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども家庭課長	事後	組織改革

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 子育て支援課 電話番号0835-25-2348	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 こども家庭課 電話番号0835-25-2348	事後	組織改革
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和5年10月11日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
令和7年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 保健福祉総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 保健福祉総合システム(ガバメントクラウド)	事前	ガバメントクラウドの移行に伴う修正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 こども家庭課	保健こども部 子育て推進課	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭課長	子育て推進課長	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部 広報広聴課	生活環境部 くらし安全課	事後	組織改革
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部 こども家庭課	保健こども部 子育て推進課	事後	組織改革

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年11月5日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年11月5日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、保健福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの